

【質問回答一覧】

質問のあった事項に係る回答について、以下のとおりとします。

| 案件名称 | | 消防局ほか14施設で使用する電力の供給 | |
|------|---|---|----|
| No. | 質疑事項 | 回答事項 | 備考 |
| 1 | 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。 | 事前に開札日と業務名を記載した入札書を送付しますので、当該日付を記載してください。 | |
| 2 | 自家発補給電力の契約はありますか。 | 自家発補給電力の契約はありません。 | |
| 3 | 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。 | 現在のところ、契約期間中に500kW以上となる工事等は予定していませんが、仮に協議制となった場合は契約単価の変更協議に応じるものとします。 | |
| 4 | 予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。また、契約電力(kW)は常備線と同一ですか。 | 総合防災センターで予備電力(予備電源)を契約しています。また、契約電力は常備線と同一です。 | |
| 5 | 現在の計量日は別紙1の通りでお間違いございませんか。 | 別紙1のとおりで間違いありません。 | |
| 6 | 現在、分散検針の場合は、1日検針への変更はできかねます。現在の計量日での切替となりますが問題ございませんでしょうか。 | 現在の計量日での切替で問題ありません。 | |

| No. | 質疑事項 | 回答事項 | 備考 |
|-----|--|--|----|
| 7 | <p>自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。</p> | <p>自動検針装置有で間違いありません。</p> | |
| 8 | <p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 | <p>入札金額の算出方法については、入札説明書10(10)を参照ください。なお、1年間の総額ではなく、契約期間の総額に係る電気料金の総額となります。</p> <p>契約期間については、入札説明書2(3)を参照ください。</p> | |
| 9 | <p>各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらですか。</p> | <p>全ての契約電力量に対する単価が同一の場合は、積算内訳表は1枚で可。(ただし施設毎でも可です。)</p> <p>単価が同一でない場合は施設毎の内訳表を作成してください。</p> <p>また、各施設の税抜金額を算出した後に足し合わせるようにしてください。</p> | |
| 10 | <p>入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。</p> | <p>入札書等の必要書類は本市から郵送しますが、希望があればWordデータで提供することも可能です。ただし契約単価兼積算内訳表は所定の様式がなく提供ができませんので、任意の様式で作成してください。</p> | |
| 11 | <p>弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額(電源調達調整単価)での応札、契約締結は可能ですか。</p> | <p>可能です。</p> | |
| 12 | <p>燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。</p> | <p>可能です。</p> | |

| No. | 質疑事項 | 回答事項 | 備考 |
|-----|---|---|----|
| 13 | 燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023年4月1日実施)別表2燃料費調整】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいですか。 | 問題ありません。 | |
| 14 | 燃料費を適用する場合、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」を活用した値引きは適用し、入札金額を算定しますか。値引きは適用せず入札金額算定となりますか。 | 入札金額について、電気・ガス料金負担軽減支援支援事業による値引きは適用しないようにお願い致します。 | |
| 15 | ①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。 | 了承します。 | |
| 16 | 落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。(開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です。) | 入札後、落札業者さまに速やかに電話連絡する予定です。 | |
| 17 | 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日まで支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。 | 了承します。 | |
| 18 | 請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。 | 了承します。 | |
| 19 | 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。 | 了承します。なお、会計主体の異なるテナントはありません。 | |

| No. | 質疑事項 | 回答事項 | 備考 |
|-----|--|---|----|
| 20 | 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか。)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。 | 各施設の電気料金は消防局総務課で一括してお支払い致します。 | |
| 21 | 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。 | 電力供給契約書、供給約款、関係諸法令に基づき計算いただけるのであれば問題ございません。 | |
| 22 | 複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。 | 了承します。 | |
| 23 | 計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。 | 計量結果の報告および検査について、本業務では別紙5,6による報告が必須となります。請求書の再発行については了承します。 | |
| 24 | 別紙5、別紙6の様式のご提出は必須ですか。ご請求書に別紙5、別紙6の内容が盛り込まれている場合は、ご提出を省略できますか。前項の通り、結果報告を別途行っておりませんので、ご請求書書面・マイページデータよりご覧いただくこととなりますがご了承いただけますか。 | 今回の仕様上、別紙5,6のご提出は必須となります。 | |
| 25 | 請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例)力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。 なお、こちらは旧一般電気事業者と同じ計算式でございます。 | 了承します。 | |

| No. | 質疑事項 | 回答事項 | 備考 |
|-----|--|--|----|
| 26 | 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。 | |
| 27 | 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。 | 電力供給契約書、供給約款、関係諸法令に基づき協議を行うことは可能ですが、契約単価等の変更を認める(了承する)かどうかは現時点でお答えすることはできません。 | |
| 28 | 落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。 | 2回目の入札を辞退される場合は、入札書に「辞退」と記載し、専用封筒(2回目)に封かんしてください。 入札そのものを辞退される場合に使用する辞退届の様式については、入札の事前にご送付いたします。 | |
| 29 | 入札保証金、契約保証金を免除いただきたい場合、別途資料をご提出する必要はございますか。提出物内容など、詳細についてご教示いただけますか。 | 当入札に入札保証金はありません。 契約保証金の免除については、入札説明書13その他(2)に明記している、堺市契約規則第30条の2をご確認下さい。 規定する免除項目により、提出する書面等が変わりますので、より詳細については、開札後に落札候補者の申し出に応じて説明いたします。 | |
| 30 | 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。 | 契約内容は契約書及び仕様書に記載のとおりとします。ただし、契約を締結するに当たり、契約書及び仕様書に定めのない事項においては双方協議の上で決定するものとします。 | |
| 31 | 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。 | 入札説明書 入札にかかる注意事項(WTO 政府調達用)18に記載のとおり、落札決定後10日以内(市の休日を除く)とさせていただきます。そのため契約締結に関する手続をすべて落札決定後10日以内に実施する必要があります。 | |

| No. | 質疑事項 | 回答事項 | 備考 |
|-----|--|---|----|
| 32 | <p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <p>①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。</p> <p>②ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式で良いですか。</p> <p>③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。</p> | <p>本契約の締結は単価契約により行うこととしており、市場連動プランでは契約単価の設定が困難であることから、市場連動プランでの応札は不可とします。</p> | |